

第187回 三重県都市計画審議会

議 事 録

平成30年3月28日

第 187 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 平成 30 年 3 月 28 日 (水)
2. 開会時間 午後 1 時 30 分
3. 閉会時間 午後 2 時 30 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案
 - ・第 1 7 7 9 号議案 圏域マスタープランの内容について
 - ・第 1 7 8 0 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(四日市市内 産業廃棄物処理施設)

7. 出席委員の議席番号及び氏名

- | | | | | |
|---------|--------|------------------|-----------|--------|
| 1 番委員 | 仲林 真子 | 近畿大学教授 | | |
| 2 番委員 | 村山 顕人 | 東京大学准教授 | | |
| 3 番委員 | 松本 幸正 | 名城大学教授 | | |
| 4 番委員 | 柳川 貴子 | 三重県建築士会 | | |
| 5 番委員 | 浅野 潤憲 | 三重県農業会議会長 | | |
| 6 番委員 | 松田 弘子 | 津商工会議所 | | |
| 7 番委員 | 井上 かず子 | 三重県宅地建物取引業協会伊賀支部 | | |
| 9 番委員 | 黒田 浩二 | 東海財務局津財務事務所長 | (代理 | 加藤 篤史) |
| 1 0 番委員 | 塚原 浩一 | 中部地方整備局長 | (代理 | 岩下 友也) |
| 1 1 番委員 | 幸田 淳 | 東海農政局長 | (代理 | 大井 茂) |
| 1 2 番委員 | 富吉 賢一 | 中部経済産業局長 | (代理 | 森田 真史) |
| 1 3 番委員 | 石澤 龍彦 | 中部運輸局長 | (代理 | 後藤 武夫) |
| 1 4 番委員 | 難波 健太 | 三重県警察本部長 | (代理 | 西久保 陽) |
| 1 7 番委員 | 中瀬古 初美 | 三重県議会議員 | | |
| 1 8 番委員 | 田中 智也 | 三重県議会議員 | | |
| 1 9 番委員 | 彦坂 公之 | 三重県議会議員 | | |
| 2 0 番委員 | 木津 直樹 | 三重県議会議員 | | |
| 2 1 番委員 | 大久保 孝栄 | 三重県議会議員 | | |
| 2 3 番委員 | 福田 博行 | 三重県市議会議長会会長 | (名張市議会議長) | |
| 2 4 番委員 | 飯田 徳昭 | 三重県町村議会議長会会長 | (朝日町) | |

第 187 回三重県都市計画審議会

<事務局>

出席予定の委員の皆さまもお揃いですので、ただ今から、第 187 回三重県都市計画審議会を始めたいと思います。

私は、本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の里でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

1 開会あいさつ

<事務局>

本日、委員の皆さまには、ご多忙のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また平素は、三重県行政、とりわけ都市計画行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本日ご審議いただきます議案は 2 件でございます。

まず、本日の資料について確認をさせていただきます。

本日の資料でございますが、「事項書」、紙 1 枚でございます。

また、桃色 A 4 サイズの「議案書」です。これは事前に配布をさせていただいております。

次に、「第 186 回三重県都市計画審議会議案の手續状況」、1 枚でございます。

また、本日スクリーンで説明をいたします画面等をコピーした参考資料、1 冊でございます。

さらに、「第 188 回三重県都市計画審議会予定議案概要」、1 枚でございます。

最後に、「三重県都市計画審議会委員・幹事名簿」、1 枚でございます。

不足がございましたらお教えいただければと思います。よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

<事務局>

ありがとうございます。

2 議事開始前手續

<事務局>

さて、松本委員には、三重県都市計画審議会条例第 6 条の規定によりまして、議長席の方へ移動をお願いいたしますとともにこれからの進行についてよろしくお願ひいたします。

※ 松本会長が議長席に移動

<議長>

それでは、ただ今から第 187 回三重県都市計画審議会の議事に入らせていただきます。

今日は、ご多用の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。議事進行につきましては、皆さま方のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

本審議会の議事録署名者2名を、三重県都市計画審議会運営要綱に従いまして、私の方から指名させていただきたいと思います。本日は、第4番委員の柳川委員と第7番委員の井上委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、出席されています委員の人数につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

<事務局>

はい。報告をいたします。

委員総数24名中、委任状の提出のありました6名の代理出席を含めまして、20名の委員のご出席をいただいております。

以上でございます。

<議長>

ありがとうございました。

ただ今、ご報告がありましたとおり出席されています委員人数が、委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立といたします。

議案の審議に入ります前に、まず、審議の公開についてご審議いただきたいと思います。三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開にできる場合を規定しておりますが、今回ご審議いただきます議案につきましては非公開とできる場合に該当いたしませんので、公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

※ 「異議なし」の声

<議長>

はい、ありがとうございます。公開としたいと思います。

本日の傍聴につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

<事務局>

はい。本日、傍聴者の方が1名と、報道機関の方1名が来られております。

以上でございます。

<議長>

それでは、傍聴の方に入場してもらってください。

※ 傍聴人が入場

<議長>

傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。

傍聴者の方々におかれましては、お配りいたしております傍聴要領に従っていただきますようお願い申し上げます。なお、この規定に違反したときは注意いたします。また、それに従わない場合には退場していただくことがありますので、ご了承ください。

3 審議

(1) 審議事項

<議長>

それでは、審議に入りたいと思います。

議案の審議に先立ちまして、前回の第 186 回都市計画審議会に関する報告がございますので、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局>

はい。事務局から、前回の手続状況についてご説明をいたします。

資料の「第 186 回都市計画審議会議案の手続状況」をご覧ください。

12 月 25 日にこの会場で開催いたしました第 186 回三重県都市計画審議会ですが、3 件の案件がございました。

1776 号議案、桑名都市計画道路の変更につきまして、桑名市域内の桑部播磨線について、現況道路との取付を明らかにし、道路建設に必要な法面等の幅員を含めた計画に変更ということで、この内容につきましては、平成 30 年 1 月 19 日に決定し、告示させていただいたところでございます。

続きまして、1777 号議案、これは伊賀の都市計画道路の変更、それから 1778 号議案ですが、伊賀の都市計画河川の変更、これらは名称の変更でございました。合併に伴いまして、都市計画道路、都市計画河川の名称を変更するというものでございます。これにつきましては、線引きの廃止等を伴っておりまして、平成 30 年 4 月 2 日から伊賀都市計画区域を非線引きの都市計画区域として運用する際に、同じくして名称を変更させていただくということで、告示予定日として 4 月 2 日ということになっております。

以上でございます。

<議長>

ありがとうございました。

ただ今のご報告に関しまして、何かご質問、ご意見ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

<議長>

ありがとうございました。

<議長>

それでは、議案の審議に入りたいと思います。お手元の事項書がございます。本日の議案は、2 議案でございます。

それでは、「第 1779 号議案 圏域マスタープランの内容」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局>

三重県県土整備部都市政策課長の枡屋でございます。私の方から、「1779 号議案 圏域マスタープランの内容について」を、説明させていただきます。

本案件は、昨年 7 月 26 日の都市計画審議会で諮問をさせていただき、継続して調査審議をお願いしている案件でございます。策定の経緯については後ほど申し上げますが、12 月に中間案を本審議会において中間報告ということで説明させていただいて以降、様々な方面からのご意見をいただきながら作成を進めたものです。

今回、最終案ということですが、中間案から内容に大きな変更はございません。ただ、12 月以降、パブリックコメントや策定検討委員会、市町との協議を経まして、改善を加えて最終案を作成いたしましたので、本日、これをご確認いただいたうえで最終の答申をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、「都市計画区域マスタープラン」の構成と策定手順について、改めてご説明をさせていただきます。都市計画法によりまして、都道府県には都市計画区域ごとの都市計画の目標等を示す「都市計画区域マスタープラン」を策定することが義務付けられています。本県の現行マスタープランは平成 32 年を目標としておりますので、それまでに改定するべく、現在作業を進めているところでございます。

本県での「都市計画区域マスタープラン」の策定手順は、繋がり強い広域圏としての目標を示す「圏域マスタープラン」というものを先に取りまとめ、各区域マスタープランはその後に、その属する「圏域マスタープラン」を踏まえて策定するという順番で、検討していきます。

また、ご覧のとおり「都市計画区域マスタープラン」の第一章には、その属する「圏域マスタープラン」の内容をほぼそのまま掲載することとなりますので、「圏域マスタープラン」は「都市計画区域マスタープラン」の一部をなすというものでございます。右側に、大まかな全体スケジュールを併記しております。

平成 29 年度は、この「圏域マスタープラン」の策定に取り組みました。30 年度以降は、第二章以降の「区域マスタープラン」の詳細を検討していくこととなります。これにつきましても、引き続き本審議会でご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、「圏域マスタープラン」を策定する圏域の区分について、ご説明させていただきます。圏域は 5 つございまして、お手元の議案書も、5 分冊になっていると思います。ページは一連で付けておりますが、5 分冊になっております。圏域の区分について、説明させていただきます。スライドの方をご覧ください。三重県には都市計画区域が現在、24 ございます。ご覧のとおり、結びつき強い 5 つの広域圏を、北勢圏域、中南勢圏域、伊勢志摩圏域、伊賀圏域、東紀州圏域というふうに括っております。

なお昨年、当審議会でご審議いただいたとおり、伊賀圏域につきましては名張都市計画区域以外を 1 つに統合することとなりましたので、先ほどの説明のとおり 4 月 2 日以降は、都市計画区域数が 21 に変更されることとなります。来年度は、この 21 の「都市計画区域マスタープラン」の内容検討に入っていくということとなります。

次に、今年度の「圏域マスタープラン」の策定経過を説明させていただきます。「圏域マスタープラン」の策定に当たっては、できるだけ地域の実情等を反映するため、地域ごとに地元の有識者の方々等で構成する策定検討委員会を中心に議論を行いました。同時に、市町職員を中心として構成する作業部会というものを設置して、ここでも審議をしております。

策定検討委員会は、圏域ごとに当都市計画審議会の委員から 2 名の方と地元有識者の、4 名から 8 名という人数で構成されております。昨年 7 月に、この案件を調査、審議する諮問をさせていただいた後、まず 5 つの作業部会を中心に、行政の案というものを策定い

たしました。その行政案につきまして、策定検討委員会において議論を行っていただき、その意見を踏まえて必要な修正を加えるといった工程を何回か繰り返し、熟度を高めて、12月に中間案をお示ししたところでございます。

その後、今年に入りまして、1月から2月にかけてパブリックコメントの募集を行い、出された意見の反映等を含め、再度策定検討委員会・作業部会による精査、見直しを行って、本日の最終案を策定しております。この間、圏域ごとに策定検討委員会を2回、先生方との個別の協議をさせていただいたことが1回、作業部会については4、5回開催しております。また、ここには記述がございませんが、当都市計画審議会の前会長の朝日先生、それから松本会長、村山委員、柳川委員、井上委員で構成する幹事会というものを設置しまして、圏域の間でバランスの不整合等が生じないように、全体を俯瞰したうえでのご意見をいただいております。先生方、どうもありがとうございました。

本日お示しする「圏域マスタープラン」の最終案につきましては、12月にお示しした中間案から主旨や内容に大きく変化はございませんが、様々なご意見を踏まえて、レイアウトでありますとか、語句、表現などに変更を加えている箇所がございますので、本日はその点を中心に説明させていただきたいと思っております。

それではまず、昨年12月の中間報告以降の策定検討委員会での議論を踏まえて変更した主な点を2点、ご紹介をさせていただきます。スライドの方をご覧ください。上の画面の方でございます。圏域の地域特性を反映するために、「例えば産業を中心とする圏域では、都市づくりの方向を示す産業拠点を新たに位置づけるなど、メリハリのある表現にはどうか」といった意見をいただきました。北勢圏域マスタープランでございますが、議案で言うと1779の4ページに当たるもので、そちらをご覧ください。

このページには、目次の項目が書いてありますけれども、その中で「(4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造」の部分でございます。これは、北勢圏域の策定検討委員会でお示された意見ですが、「北勢圏域は産業が集積しているということが特徴ですので、この圏域には産業拠点というものを新たに拠点として創設するなどして、その特徴をもっと押し出してはどうか」といった主旨のご意見でした。このことについて策定検討委員会でも議論していただいたところ、「圏域の特徴を強調するにはそのような方法も考えられるけれども、都市づくりの4つの方向ごとにある都市構造図の掲載の順番を、特徴が認知しやすい形に並べ替えるような方法によっても表現できるのではないか」という代替案も出されました。

事務局では、この代替案に従い、例えば製造業などのポテンシャルが高いという特徴のある北勢圏域については、4つの都市づくりの方向性の柱の1つである、地域産業による地域活力の向上に関する都市構造図をトップに示すこととするなど、それぞれの圏域の特徴が強調されるように、都市構造図の掲載順などについて工夫をすることとしました。

このため、都市構造図の掲載順が中間案のときよりも大きく入れ替わっています。議案1779の13ページをご覧くださいませでしょうか。このページ以降が、北勢圏域の変更の該当ページでございます。このページは都市構造図の見方を示す案内とかを凡例のような形で示したもので、これは新たに追加したページでございます。このページを冒頭に次のページから、産業振興に関する都市構造図、その次が都市機能の合理性に関する構造図、その次に地域の個性を生かした魅力の向上に関する構造図、最後に災害への対応に関する都市構造図という形で並べ替え、かつ、連続して掲載するという形に変更をいたしました。他の圏域の該当ページもご覧いただくと、それぞれの掲載順がこれまでとは異なっていることがお分かりいただけるかと思います。例えば東紀州圏域につきましては、最後の方、1779の97ページでございますけれども、ここでは地域の個性を生かした魅力の向上に関する

構造図が最初に掲載されているという形でございます。このようにすることで、それぞれの地域特性が県民にも理解しやすい形で示すことができるようになったのではないかと考えています。

次に、2つ目の変更点でございます。北勢圏域マスタープランで申しますと1779の18ページ以降の部分になります。「①拠点形成、機能誘導の方針」のところで、広域拠点などの各種拠点の記述がございますが、この「拠点の記述をするに当たって、最初に拠点等の定義とか選定基準を記載してはどうか」という意見がございました。このため、それぞれ冒頭に、定義や選定基準を簡潔に表示するという形に変えています。

以上、2点でございます。便宜上、「北勢圏域マスタープラン」をもって説明させていただきましたが、この2点につきましては共通事項でございますので、全圏域で同じ修正を行っております。策定検討委員会からいただいた意見に基づく主な変更点は以上でございます。

次に、パブリックコメントの主な意見とその対応についての説明をさせていただきます。意見募集期間は平成30年1月18日からの30日間で、2名の方から13の意見をいただきました。いただいた意見とそれに対する県の考え方は参考資料の方にも掲載をさせていただいておりますが、ここでは主な意見を1件、ご紹介いたします。

意見番号1-1についてでございますが、ご意見の内容は、「中南勢圏域」の「(2)都市計画が担う中心課題」、及び「(4)将来都市構造」の「③土地利用別の目標・方針について」というところで、議案書では1779の30ページの中ほどからの部分、それから1779の41ページの下の方のところの丸が該当するものでございますが、ご意見の要旨については、「人口減少に対応したまちづくりのため、市街地を拡大せずコンパクト化していく必要がある中で、人口が減少する中南勢にあって、市街地をこれ以上拡大しない、または、市街地の範囲を抑制するという記述が見られない。これをハッキリと県民に示す必要があるのではないか」というものでございます。このことにつきましては、県全体の共通の考え方、方針を示すために、昨年度策定いたしました「三重県都市計画基本方針」の中で、「市街地の範囲をいわずらに拡大せず、既存の市街地の範囲内とすることを原則とする」と、このように明記しております。このご意見と同じ方向の考え方をしております。

しかしながら、「圏域マスタープラン」において、広域圏全体で例外なく市街地の拡大の可能性を否定する記述をすることは馴染まないと考えられますため、この意見に対応する修正は見送り、来年度以降に検討を開始します。「区域マスタープラン」における市街地の規模等に関する方針の中で、個別に表現していきたいと考えています。

パブリックコメントの意見に対する対応として、もう1点ご紹介したい事項がございます。これは基本理念の文言に関する意見でございますが、説明の都合上、後ほど説明をさせていただきますと思います。

以上で、変更点に関する説明は一旦終わらせていただき、次に、議案書の確認を含めまして、各圏域の概要を都市構造図など用いて説明をさせていただきます。

まず、「北勢圏域マスタープラン」についてでございます。議案書では、1779の3ページから24ページまででございます。このスライドでございますが、議案書に掲載されている4種類の将来都市構造図、これを重ね合わせたものとなっております。

北勢圏域においては、都市計画の理念を『未来に向けて新しい価値を創造する都市(まち)』とし、「三重県の中核的圏域として、わが国屈指の産業集積と地域の自然環境や歴史・文化を基盤に、県内の経済をけん引し続けるとともに、住みたくなる都市環境を創出し、持続的に発展する都市をめざす」こととしています。

広域拠点としましては、桑名市の桑名駅周辺、四日市市の近鉄四日市駅から JR 四日市駅周辺、鈴鹿市の白子駅周辺など 6 つを位置づけています。また、水玉の大きな矢印でございますが、広域連携軸のリニア中央新幹線の想定ルートを示しており、リニア中央新幹線の整備効果を楽しむことができるよう、地域の交通ネットワークとの連携強化を図る方針を記しています。この方針については、全圏域で記載しています。

さらに、凡例の下から 4 つ目の黒い花びらのような丸は、工業系土地利用誘導ゾーンを示しています。このゾーンは、地元の市町と協力して積極的に大規模工業施設などを誘致する候補地として設定しています。北勢圏域では、この工業系土地利用誘導ゾーンが多くなっているところが特徴でございます。

では次に、「中南勢圏域マスタープラン」についてご説明します。議案書では、1779 の 25 ページから 44 ページまででございます。

中南勢圏域においては、都市計画の理念を『三重の中枢を担い、世代を超えて育む文化・教育・スポーツの都市（まち）』とし、「国、県の行政機関が集中する三重県の中核的な圏域として、集積した行政・文化・教育・スポーツ機能を生かしながら、多様なライフスタイルに応じた暮らしを提供することにより、世代を超えて住み続けたいと感じる都市環境を創出する都市をめざす」こととしています。この理念の冒頭でございます、「三重の中枢を担い」という部分ですけれども、12 月の中間案ではこの文言はございませんでした。パブリックコメントの中で、「中南勢は行政の中心を担うという趣旨を加えるべきではないか」という意見があり、これを受けて、この「三重の中枢を担い」という部分を冒頭に付け足しております。中南勢圏域の広域拠点は、津市の津駅から大門・丸之内地区周辺、松阪市の松阪駅周辺など 3 つを位置づけています。

また、中南勢圏域では、城下町などとして発展した伊勢湾に集積する広域拠点を中心に、災害に備え大学や病院など、凡例で言うと上から 3 つ目の赤い丸の広域的な防災拠点、これらを活かした都市環境を創出するまちづくりをめざすこととしています。

次に、「伊勢志摩圏域マスタープラン」についてです。議案書では 1779 の 45 ページから 65 ページまでです。

伊勢志摩圏域においては、都市計画の理念を『豊かな自然や悠久の歴史・文化とともに常若に生きるまち』とし、「県内随一の観光資源をもつ圏域として、豊かな自然と悠久の歴史・文化に包まれたこれらの財産を受け継ぎ、常若の精神のもと、地域の魅力を昇華しながら、交流による活力ある都市をめざす」ということとしています。

広域拠点は、伊勢市の宇治山田駅から伊勢市駅周辺など 3 箇所を位置づけております。また、伊勢志摩圏域では、伊勢神宮あるいは英虞湾など、凡例の上から 2 つ目のオレンジ色の丸の交流拠点を活かし、観光産業を中心に交流による活力のある都市をめざすこととしています。

次に、「伊賀圏域マスタープラン」についてです。議案書では 1779 の 67 ページから 86 ページまででございます。

伊賀圏域においては、都市計画の理念を『恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち』とし、「恵まれた歴史・文化・自然を有する圏域として、これらを大切に守り、育みながら地域の魅力を高めるとともに、大都市圏や周辺地域とのつながりを生かした産業の振興や交流の促進により、住む人々や訪れる人々のこころが豊かになる都市をめざす」こととしています。

広域拠点は、伊賀市の伊賀鉄道上野市駅周辺、名張市の近鉄名張駅周辺など 3 箇所を位置づけています。また、伊賀圏域では、中部と関西の中央に位置して、鈴鹿国定公園や室生赤目青山国定公園など、凡例で言いますと下から 3 つ目の自然交流地区や交流拠点など、

地域の魅力を高めるまちづくりをめざすこととしています。

次に、最後ですが、「東紀州圏域マスタープラン」についてです。議案書では 1779 の 87 ページから 105 ページまでが該当します。

東紀州圏域においては、都市計画の理念を『自然・文化と命の道により交流を育み、美しい風景の中に暮らすまち』としております。当圏域は、「自然・文化面で重要な資源を有している圏域であり、地域の悲願であった災害時の救援や地域の命を支える「命の道」として高速道路の整備が進み、その整備効果を活用した広域交流の拡大を進めるため、地域振興の展開として、農林水産業の高付加価値化や「吉野熊野国立公園」、「世界遺産・熊野古道」等の地域資源の保全・利活用を進めることにより、持続的で安全・快適な暮らしの場を提供する都市をめざす」こととしています。広域拠点につきましては、尾鷲市の尾鷲駅周辺と熊野市の熊野市駅周辺を位置づけています。

以上で、「第 1779 号議案 圏域マスタープランの内容について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

<議長>

ありがとうございました。5 圏域の「圏域マスタープランの内容」ということで、ご説明いただきました。

これにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

<議長>

先ほどお話がありましたように、これを策定するに当たりましては、策定検討委員会等々を設定いたしまして、地域の方々のご意見も聞きながら策定していったということになります。策定委員のメンバーとして、この都市計画審議会の中から、村山先生、柳川委員、井上委員にご参画いただいております。

何か、村山先生、ございましたら。

(村山委員)

特に、ございません。

<議長>

よろしいですか。

柳川委員、いかがですか。

※ 特段の声なし

<議長>

よろしいですか。

井上委員も、特にありませんか。

※ 特段の声なし

<議長>

ありがとうございます。
皆さま方、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

<議長>

パブリックコメントも行い、そのご意見についても検討していったということでございます。

それでは、特にご意見がございませんようですので、今回ご提案をいただいております「圏域マスタープラン」、それぞれ 5 圏域ございましたが、これに関しましては、原案が適切であると判断するというので、よろしいでしょうか。

※ 「異議なし」の声あり

<議長>

それでは、ご異議がないということでございますので、「第 1779 号議案 圏域マスタープランの内容」につきましては、原案が適切と判断いたします。三重県知事に原案どおり答申させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

<議長>

続きまして、第 1780 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局>

事務局でございます。第 1780 号議案につきましては、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、特定行政庁の四日市市から付議された議案でございます。つきましては、本件につきまして、三重県都市計画審議会運営要綱第 7 条に基づき、四日市市の関係職員に出席させ、議案の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(特定行政庁・四日市市)

四日市市役所都市整備部建築指導課の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第 1780 号議案について、ご説明させていただきます。

本日、ご審議いただきますのは、建築基準法第 51 条に基づき、特定行政庁であります四日市市長より付議いたしました、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。

まず初めに、建築基準法第 51 条と都市計画審議会の位置づけを説明させていただきます。それでは、スクリーンをご覧ください。建築基準法第 51 条では、一定規模以上の処理能力がある廃棄物処理施設等の建築を規制しておりますが、ただし書きの規定により、都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて、特定行政庁が許可した場合は建築することができます。一般廃棄物処理施設は四日市市都市計画審議会、産業廃棄物処理施設は三重県都市計画審議会、ご審議いただくこととなります。

今回の施設は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を取り扱う施設となるため、一般廃棄物処理施設としましては、本年2月6日に四日市市都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がない旨の答申を得ております。

続きまして、具体的に議案を説明させていただきます。

施設の概要について、説明させていただきます。本施設は、廃プラスチック類の破碎施設を備えた産業廃棄物処理施設であります。申請者の中部エコテクノロジー株式会社は、四日市市川尻町750番地ほか53筆において、使用済み家電製品の破碎をし、リサイクル材への処理を行う、家電リサイクル処理施設として、建築基準法第51条の許可を受け、現在、事業を営んでおります。本施設の敷地面積ですが、今回拡張する敷地面積は2,918.91㎡で、すでに許可を得た敷地面積は41,306.73㎡、合計で44,225.64㎡となります。

今回の計画は、すでに許可を受けた敷地の隣接地にある既存建築物に、破碎機2台を新たに増設するものであります。今回新たに設置する樹脂破碎機2台は1日20.8tと、16tの処理能力を有するもので、廃棄物処理法に規定する廃プラスチック類の破碎施設であって1日の処理能力が規制数量の5tを超えることから、今回増設する施設は産業廃棄物処理施設に該当します。搬出入の車両台数は最大1日80台で、今回の増設に伴う車両台数に変更はありません。

続きまして、計画内容について説明させていただきます。こちらは四日市市南東部の用途地域図であります。画面右上の紫で囲ったところは、四日市市役所の位置となります。申請敷地の位置は、画面右下付近の赤で囲ったところであり、四日市市の南東部に位置しています。なお、用途地域は工業専用地域と準工業地域にまたがった敷地となっております。こちらは申請敷地周辺を拡大した用途地域図となります。画面中央の赤の太線で囲った範囲が申請敷地となります。今回拡張する敷地は、赤斜線で示した部分となります。青の実線は用途地域の区分線を示しており、拡張敷地の左側にある青線より西側の敷地は紫色の準工業地域に、青線より東側は水色の工業専用地域に含まれております。よって、今回の拡張敷地はすべて工業専用地域内にあるということになります。なお、申請敷地は、緑の点線で示しました三菱ケミカル四日市事業所内に位置しており、周辺には化学工場が多数存在している地域であります。

続きまして、こちらの図は申請敷地内の施設配置図となります。先ほど説明しました用途地域界は、青線のところで区分されます。敷地の西側には四日市市道がありますが、本施設の出入りには使用しておらず、北側の国道25号から出入りを行っております。今回増設する樹脂事業棟は青で示した位置にあり、樹脂事業棟の西側には家電リサイクル施設として過去に許可を受けた第一工場が、東側には同じく許可済の第二工場があります。第一工場では、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビの家電4品目の処理を、また、第二工場では、冷蔵庫、洗濯機の処理を行っており、処理方法につきましては、手作業によりトレイやカバーなどを分離した後、破碎機で破碎し、磁力選別や比重選別などを行い、金属や樹脂などの有効物を回収しております。続いて、右側の図は樹脂事業棟内の施設配置図となります。こちらには、樹脂破碎機を新たに2台、設置する計画であります。第一、第二工場で処理された樹脂が、矢印方向へ2台の破碎機等を経て、より高純度なりサイクル材として製品化され、第一工場のストックエリアに一旦運ばれてから出荷されます。

続きまして、今回拡張する敷地の位置の妥当性について説明させていただきます。

まず一番目としまして、都市計画マスタープランとの整合性について説明させていただきます。こちらの図は都市計画マスタープランにおける土地利用の方針を示した図であります。申請敷地の位置は赤色で示したところで、黄色の点線で囲った範囲の土地活用ゾーンの中に位置しております。続きまして、申請敷地周辺を拡大した土地利用方針図をご覧ください。

ださい。こちらは申請敷地周辺の土地利用の方針を示したものであります。赤の太線で囲ったところが申請敷地であり、左上の拡大図の拡張敷地を示した紫色に着色されているところは、都市計画マスタープランの土地利用区分において、都市活用ゾーンの港及び臨海部工場地帯に位置しております。土地利用の基本方針として、臨海部の産業空間は、遊休地の利活用を含めて、産業機能の充実、高度化を図ることとされており、本計画は土地利用上、都市計画マスタープランと整合したものになっております。

続きまして、施設計画についてですが、極力建物内部を多く掲載させていただくため、先にご覧をいただいた処理施設平面図を右に 90 度回転し、北の方角が右側となっております。ご了承ください。西事業棟で処理されるものは、既設の第一、第二工場で回収された、左下の写真のような状態の樹脂です。この樹脂を、樹脂破砕機 1 で 14mm 程度に破砕し、選別することで、より純度の高い樹脂を回収します。この高純度の樹脂を、樹脂破砕機 2 で 8mm 程度に粉砕し、ペレット装置で、中段右側の写真のような 3 から 5mm 程度の粒状に押し出し成型し、より質の高いリサイクル材として出荷します。処理に必要な施設は、適切に配置され、必要なスペースも確保された計画となっていることから、施設計画は適切であると判断しております。

次に、事業計画につきましては、本施設の作業員は 4 人で、施設の 1 日の稼働時間は、通常期で朝 7 時半から夕方 4 時半までの 8 時間、繁忙期は最大で朝 6 時から夜 10 時までの 16 時間となります。破砕機などの設備は自動運転を行う計画であります。作業員を適切に配置し、安全に運転管理する計画であり、操業体制に特に問題はございません。また、本施設は定期的に点検、清掃を行うなど、安全、衛生面における配慮が行われる計画であることから、事業計画は妥当であると判断しております。

次に、周辺環境への影響につきましては、振動については防振ゴムを設け、粉塵については局所排気装置及び集塵機を設けるなど、周辺環境への対策を行う計画であります。また、騒音・振動にかかる生活環境影響調査を実施し、最大稼働時間内での敷地境界における騒音、振動レベルの予測値が、準工業地域の規制値以下でありました。次に、処理工程における悪臭は発生いたしません。排水につきましては、処理工程において利用する水は、循環利用した後、産業廃棄物として適切に処理する計画であり、本施設稼働により周辺環境への影響はないものと判断しております。

続きまして、搬出入経路の妥当性についてですが、搬入物は、左下の写真のように家電の種類ごとにコンテナに積まれた状態で指定引取場所より持ち込まれ、搬出物は、右下の写真のようにコンテナバッグに入れられた状態で出荷いたします。現在稼働中の施設は、赤矢印で示したとおり、申請敷地の西側にある国道 1 号及び東側に南北に走ります国道 23 号などから国道 25 号を経由して直接搬出入が行われており、その搬出入に伴う車両台数は最大 80 台で、国道 25 号の交通量の一昨日約 27,000 台と比較して著しく少ないことから、周辺道路の通過交通に及ぼす影響はないものと考えられます。また、今回の増設に伴って、新たに搬入量や搬出量が増加しないため、搬出入の車両台数及び経路は現状どおりであることから、通過交通に及ぼす影響はないと判断しております。

続きまして、関係機関との協議についてですが、環境部局との協議として、本施設が廃棄物処理法の規定による産業廃棄物処理施設であることから、施設の設置許可が必要となりますので、三重県の廃棄物対策局と協議を行い、本申請と並行して手続を進めております。

次に、地元との協議については、地元自治会で、昨年 11 月 16 日に今回の計画について説明を行い、特に反対などの意見はなかったとのことであります。なお、これまでの操業においても近隣住民から苦情等は出ておりません。

また、本施設は一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理することから、一般廃棄物について、本年2月6日に四日市市都市計画審議会の議を経ており、都市計画上支障がない旨の答申をいただいております。

以上の理由を踏まえ、施設の敷地の位置の妥当性については、

- ① 上位関連計画である土地利用の基本方針や用途地域との整合が図られていること
- ② 施設計画が適切であること
- ③ 事業計画が適切であること
- ④ 環境保全対策が図られ、周辺環境への影響がないこと
- ⑤ 搬出入車両における周辺道路の通過交通に及ぼす影響がないこと
- ⑥ 環境部局との協議を行い、施設設置許可に向け手続が並行して進められていること
- ⑦ 地元との関係が良好で、住民から騒音等に関わる苦情がなく、また、地元自治会に対し本計画について説明を行い、了承を得ていること
- ⑧ 一般廃棄物処理施設について、四日市市都市計画審議会の議を経ており、支障がない旨の答申を得ていること

以上の点から、当該敷地の位置については、都市計画上支障がないと認められると判断し、付議させていただきました。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

<議長>

ありがとうございました。

それでは、ただ今の「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」ということで、ご質問、ご意見等がございましたら、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

<議長>

私から、二点よろしいですか。

一点は、処理能力は上がったんですが、搬入台数は変わらないということで、その仕組みを、今一度ご説明ください。

もう一点ですが、パワーポイントの資料が間違っているわけじゃない表現だと思いますが、最後の⑥に、「環境部局との協議が進み」と書かれております。先ほどの説明では協議中ということだったと思いますが、ここ、済んでいるのか協議中かというのは違うと思います。そのところのご説明をお願いします。

(特定行政庁・四日市市)

建築指導課の林と申します。

処理能力ですね。先ほどご説明したことでございますけども、今回、搬入台数が変わらないということですね。なぜ変わらないかと言いますと、今処理している工程の後、最後の工程を増やすだけでありまして、ですので入ってくる量としては変わりません。主破砕機を増やすわけではございません。この会社が処理できる能力としては変わりませんので、搬入してくる台数は変わらないという説明をさせていただきました。また、搬出する台数も、今は純度の低い物をそのまま出荷しておるのですが、それをより細かくして純度の高い物に変えて出荷するだけですので、搬出する台数も変更がないということで、その台数は変わらないという説明をさせていただきました。

<議長>

ありがとうございました。

すなわち、増設され、処理能力が増えるというものの、純増ではないということですね。

(特定行政庁・四日市市)

はい、そうです。

<議長>

ありがとうございます。

それから、二点目をお願いします。

(特定行政庁・四日市市)

環境部局との協議が進みということですね。環境部局との協議は、三重県の方にしておりまして、こちらにつきましては、産業廃棄物につきましては施設設置許可、一般廃棄物については変更許可の進めを進めていると伺っております。ですから、協議が進みとなっております。

<議長>

協議自体は進んでいるということですね。

(特定行政庁・四日市市)

はい、進んでいます。

<議長>

ありがとうございます。

こういう廃棄物処理の議題になりますと、環境的な側面からの懸念があるというのがあるかと思いますが、そこに関しては、環境部局の方で協議いただいているということで、ここでは都市計画上の観点からご議論をいただければと思います。

いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

<議長>

よろしいですか。

特にご意見がないということでございますので、この原案は適切であると判断することにご異議はございませんでしょうか。

※ 特段の声なし

<議長>

はい、ありがとうございます。

「異議なし」と言っていたのがよろしいのですが、結構です。

それでは、ご異議がないということで、第 1780 号議案「産業廃棄物処理施設の

敷地の位置について」は、原案が適切であると判断させていただきます。これは、特定行政庁、四日市市長に原案どおり答申させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(2) その他

<議長>

それでは最後に、次回審議会につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局>

ご審議、ありがとうございます。

次回の審議会なのですが、第 188 回について、本日は紙、ペーパーを用意させていただいております。予定議案の概要というものです。次回の第 188 回都市計画審議会につきましては、主要な事項、区域区分の変更ということです。1 番、四日市都市計画区域、四日市市内の区域区分について、ご審議いただきたい内容となっております。こちらは、工業系の土地利用が進展する中で、東芝なんです、立地が進み操業を開始するというので、工業専用地域内に編入させていただきたいというものです。

公有水面の埋立てにより、四日市港の四日市市内の埠頭の地区なのですが、こちらを編入させていただきたいということで、ご審議いただくことを考えております。

2 つ目の議案は、先ほど言いました四日市港内の臨港地区の指定ということで、編入させていただきますその地区、港湾区域内の臨港地区と言いますが、こちらの方に指定をしまして、区分指定を行うものでございます。

3 番、4 番につきましては、本日、四日市市の関係でご審議いただきました「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」と同様に、菰野町と亀山市から議案が挙がってきております。

このままいけば、この 4 議案でご審議いただきたいと思っております。

私ども、予定議案をこれまで紙ベースで出したことはなかったのですが、県では、特に案件として重要性の高いものは事前に報告をするなどして、ご審議していただいております。このように、概ね理解いただけるような案件については、事前審議という形ではなく、一回の審議でご審議いただければと思いますが、内容についてはあらかじめご準備させていただく方向で行こうと、報告事項として、これを追加させていただいております。

それと、日程なのですが、今は有識者の方を中心にお話をさせていただいているところです。7 月の 24 日が、今有力な候補になっておりまして、7 月 24 日の午後からで調整をさせていただければということです。会場につきましても、今、ここが空いておりますので、ここで取ればと考えておりますが、4 月以降に申請しますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上が、事務局からの報告です。

<議長>

ありがとうございました。

ただ今のご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございましたら。

※ 特段の声なし

<議長>

よろしいでしょうか。

次回は7月24日の午後ということですので、ご予約いただければと思います。
全体とおして何かあればお伺いしたいと思いますが。

※ 特段の声なし

<議長>

ありがとうございました。

以上を持ちまして、今日の議題はすべて終わりました。皆さま方の慎重なご審議に感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

では、進行を事務局の方にお返しいたします。

4 閉会

<事務局>

委員の皆さまには、ご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。松本議長には、議事の進行、大変ありがとうございました。

これを持ちまして、第187回都市計画審議会を終了させていただきます。

年度末の大変慌ただしい中ですので、どうぞ気をつけてお帰りいただきますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(終)